

令和3年3月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月5日(金) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(3番) 富永 得治

(1番) 西田 義和

(2番) 永田 熊信

(4番) 高岡 重盛

(5番) 宮原 清人

(6番) 川邊 美津子

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 岩坂 博行

地区推進委員

信國 敏彦

尾方 豊和

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(0人)

欠席委員：最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 本日は、全員出席です。只今から、令和3年3月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、1番委員、2番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は25件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字深水字堀内、地目は畑で1筆、面積は163㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は48,900円で10aあたりに換算すると300,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>28日に確認してきました。ここの隣が譲受人の土地になりますが、入り口が1mしかないのでどうしようかとは言っておられました。あとは特に問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字立石及び大字深水の16筆、地目は田が9筆、畑が8筆、合計面積は13,836㎡です。権利種別は3条の使用貸借で農業者年金の経営移譲に伴う更新となります。貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>3月1日に本人にお会いしまして確認してきました。記載のとおり間違いございませんとのこと。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字深水字宮ノ前、地目は畑が2筆、合計面積は1,032㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は619,200円で10aあたりに換算すると600,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。
6番委員	2月28日に深水地区推進委員と譲渡人に立ち会っていただいて、記載されているとおり間違いありませんとのことでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字川辺字下廻、地目は田が1筆、面積は1,047㎡です。権利種別は3条の賃貸借で新規、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。
9番委員	28日に確認してきまして、間違いなしとのことでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決

事務局	<p>定いたします。次に5番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号5、大字川辺字佐土原、地目は田が1筆、面積は2,809㎡です。権利種別は3条の賃貸借で新規、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は玄米30kgが5袋です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>2月28日に川辺地区推進委員と一緒に家に行きまして、ここに記載のとおり間違いございませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番と2番については、関連性がありますので一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字深水字堀内、地目は畑が1筆、面積は425㎡です。権利種別は所有権移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,000,000円です。番号2、大字深水字堀内、地目は畑が1筆、面積は102㎡です。権利種別は所有権移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は0円です。なお、この案件は第2種農地であり、7</p>

	<p>月4日の豪雨災害で被災された球磨村の方が申請されたものです。番号1は一般住宅、番号2は隣の方との共有で住宅用の通路となります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>最初は違う場所を予定しておりましたが、難しいとのことで今回の場所で申請されました。価格については、親戚ということもありこの値段でされることになりました。</p>
議長	<p>農用地区域外ですか。</p>
事務局	<p>はい。ここは農用地区域外になります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字佐土原、地目は田が2筆、合計面積は4,268㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載さ</p>

	<p>れているとおりです。期間は1年で賃借料は水代として2筆で67,424円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>2月28日に川辺地区推進委員と家に行きまして、間違いのないとこのことで異常ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字下廻、地目は田が1筆、面積は500㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は4年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>川辺地区推進委員と28日に行きまして話をしてきましたけど、ここに記載のとおり間違いのないとこのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番と4番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字風呂前、地目は田が1筆、面積は2,065㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり15,000円です。番号4、大字柳瀬字二反田、地目は田が1筆、面積は2,839㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり10,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>3番は貸人がお願いするとのことで確認しました。4番は今度の水害にあっておりますが、借人が継続されるとのことでしたので継続になりました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、5番と6番についてですが、川辺地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>

	(川辺地区推進委員退席)
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 5、大字川辺字下原、地目は田が 1 筆、面積は 2,447 m ² です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 2 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。番号 6、大字川辺字別府原、地目は田で 1 筆、面積は 486 m ² です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 3 年で賃借料は 1 筆 8,500 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について 10 番委員より報告いたします。
10 番委員	新規と再設定ですけど確認しまして何ら問題ありませんでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と 10 番委員が報告しましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで川辺地区推進委員の入室を許可します。
	(川辺地区推進委員入室・着席)
議長	次に、7 番についてですが、柳瀬地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。
	(柳瀬地区推進委員退席)
議長	それでは、7 番について事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>番号 7、大字柳瀬字藏城、地目は田が 1 筆、面積は 2,570 m²です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 5 番委員に報告をお願いします。</p>
5 番委員	<p>これは親子の貸借ですので問題ないと思います。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 5 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで柳瀬地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(柳瀬地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に 8 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 8、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が 1 筆、面積は 1,178 m²です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 3 番委員に報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>3 月 2 日に柳瀬地区推進委員と自宅に行きまして、息子さんはいませんでした。親と話しまして再設定でもあり問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 3 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に9番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号9、大字川辺字宮園、地目は田が1筆、面積は2,918㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で100,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	28日に自宅に行って確認し、記載のとおり間違いございませんでした。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に10番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号10、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は1,085㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議します。1番と2番については、公社案件につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字別府原、地目は田が3筆、合計面積は7,548㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は3,075,000円、10aあたりに換算すると407,393円です。番号2、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が1筆、面積は1,902㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は584,865円、10aあたりに換算すると307,500円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

議長	<p>次に、3番から7番については、所有権の移転を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字堀内、地目は畑が4筆、合計面積は3,724㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,303,400円、10aあたりに換算すると350,000円です。番号4、大字川辺字堀内、地目は畑が2筆、合計面積は1,421㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は497,350円、10aあたりに換算すると350,000円です。番号5、大字川辺字堀内、地目は畑が3筆、合計面積は3,140㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,099,000円、10aあたりに換算すると350,000円です。番号6、大字川辺字堀内、地目は畑が1筆、面積は432㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は151,200円、10aあたりに換算すると350,000円です。番号7、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は2,118㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は635,400円、10aあたりに換算すると300,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>報告いたします。これは一箇所にまとめたいとのことであがってきておりますけど、2・3人売買できないという方もいらっしゃいます。お茶を植えたいとのこと公社を通してしたところです。以上です。</p>
事務局	<p>今回は契約が可能な部分だけでできておりまして、今後追加で売買できるところはでてくる予定です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい</p>

議長	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 11 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 11 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 1,085 ㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で 10 a 当たり賃借料は 5,000 円 です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>

事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 4月9日(金) 午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時50分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年3月5日

相良村農業委員会

署名委員 1番 _____ (印)

署名委員 2番 _____ (印)